

「日系多国籍企業が直面する PE(恒久的施設)課税への対応」  
に関する調査研究委託先の公募について

平成 23 年 10 月 24 日  
日本機械輸出組合  
通商・投資グループ

## 1. 調査目的

本調査は主に発展途上国や新興国市場において日系多国籍企業が直面している予見性の確保が困難と言わざるをえない PE(Permanent Establishment 恒久的施設)認定に基づく源泉地国課税の問題について、国連モデル租税条約、OECD モデル租税条約やそのコメンタリー、及び我が国と締結された租税条約の条項等の分析を通し、合理性・透明性のある PE 認定の運用の在り方を提示し、企業活動に資することを目的とする。

## 2. 調査内容

### (1) 委託内容

- ① 調査項目に基づき調査報告書案を作成し、関係資料とともに日本機械輸出組合に提出する。
- ② 日本機械輸出組合において調査報告を行う。(中間報告及び最終報告)  
(最終報告は状況によっては、公開セミナーの形式をとる場合もある)
- ③ 必要に応じ調査内容に関する日本機械輸出組合の要望に対応する。

### (2) 調査項目及び要点

- ー1. 一定の場所を有しない PE の概念の分析
  - a. サービス PE, コンサルタント PE、建設 PE 等場所の概念のない PE についての分類及び国連モデル条約、OECD モデル条約及びコメンタリーの書き振りの分析および解説
  - b. 我が国企業が直面する PE 課税問題の例示、派生する課税関係、PE 課税と主要国の税制と執行の状況等
- ー2. 我が国が締結しているサービス PE の規定のある租税条約の分析
  - a. 我が国が締結しているサービス PE が規定されている租税条約について、条項の分析及び問題点の抽出(インドネシア、タイ、中国、トルコ、ノルウェー、フィリピン、ベトナム等)
  - b. 我が国以外の先進国等が新興国等と締結している租税条約のサービス PE の規定の比較・分析(米国・カナダ、米国・チリ、中国・シンガポール及びその「条文解釈」等)
  - c. 我が国が新たに租税条約を締結する際にやむなくサービス PE の条項を規定する際、企業予見性を確保する上で望まれる条件について a 項、b 項の問題点への対応を基に提

示(合理的な判断に基づき、容易に PE の範囲が判定できるものであり、定義が明確で、具体性のあるものであること)

### 3. 最終レポート提出期限

平成 24 年 3 月 9 日(金)

### 4. 審査基準

- ・ 申請者は、OECD モデル租税条約や国連モデル条約に加え、国際税務全般に係る PE 課税問題の構成要素に関する十分な知識を有していること。
- ・ 申請者は、対象地域のいくつかに事務所を有し、国際税務に関する情報源を豊富に有しており、それぞれの税務政策に通じていること。
- ・ 申請者は、対象地域における国際税務に係る豊富な調査実績をもっていること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

### 5. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 315 万円上限(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 24 年 3 月 30 日(金)まで  
提出物: 電子媒体による報告書(本文に加え要旨、目次を作成のこと)

### 6. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

### 7. 公募期間

平成 23 年 10 月 24 日(月)～10 月 28 日(金) \*期限内に必着のこと

### 8. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL を記載のこと)

9. 審査結果

平成 23 年 11 月 4 日(金)予定 HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

10. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 担当者名前 柴岡 達也

E メール: (shibaoka@jmcti.or.jp)

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

以上